

## 東京都の新たな公会計制度の考え方について

## 1 都の新たな公会計制度とは

- 単式簿記・現金主義会計である現行の官庁会計に、複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた会計制度。予算編成は従来どおり官庁会計に基づく。
- 新財務会計システムにより、日々の会計処理の段階から複式簿記の処理を行い、ほぼ自動的に財務諸表を作成するもの

## 2 東都会計基準を策定するに当たっての留意点

以下の点に留意して、東都会計基準を策定した。なおこの留意点は、平成17年8月に公表した「東京都の新たな公会計制度」という報告書で挙げた特色を補足するものである。

- わかりやすく活用しやすい財務諸表の作成
  - ・説明責任の遂行や効率的・効果的な行政運営の展開の観点から、わかりやすく活用しやすい財務諸表を作成
  - ・行政コスト計算書にフルコストの情報を計上
  - ・民間企業の財務諸表とも比較容易な構成
- 勘定科目に東京都一般会計性質別を採用
  - ・経営分析に活用することを可能とするため、経費をその経済的機能に着目した性質別分類（給与関係費・物件費・投資的経費等）で勘定科目を設定。目的別分類とした場合、活用に難あり。
- 取得原価主義の採用
  - ・主たる財源である税金が資産形成やコストにどのように反映されたかを住民に明らかにするためには、取得原価主義が望ましい。自治体が形成する資産のうち実質的に売却可能なものは民間企業と異なり資産全体のごく一部であるので、すべての資産を時価評価してもかえって住民に誤った情報を提供しかねない。しかも、行政の資産を時価評価するといった場合、何が適正な時価なのかを算定するのが難しく、事務も莫大・繁雑で、費用対効果から意義が乏しい。

## 3 システム化の意義

- 財務諸表作成期間の短縮
  - ・官庁会計の決算数値を組み替えて財務諸表を作成する方式に比べ、作成期間を短縮→財務諸表の分析結果の翌年度予算編成への反映可能
- 多様な財務諸表の作成が可能に
  - ・財務諸表の最小単位を歳出目とし、項別、局別への展開
  - ・施設や個別事業に着目した事業別財務諸表の作成

#### 4 システム化に当たっての留意点

##### ○ 職員の事務負担の軽減

- ・官庁会計と複式簿記・発生主義会計との二重処理の回避
- ・現金収支の処理は従来の官庁会計処理と同じに。それに複式仕訳処理の項目を一部追加
- ・官庁会計の予算情報から複式情報を絞り込み  
→可能な限り、複式仕訳作業を自動処理へ

##### ○ 資産及び負債系のシステムとの連携

- ・固定資産関連システム及び公債管理システムから複式情報を受け取り、財務会計システムで自動仕訳

#### 5 都の新たな公会計制度の普及について

都の新たな公会計制度の柱は、東京都会計基準と新財務会計システムである。

東京都会計基準は、行政の特質を考慮した複式簿記・発生主義会計の処理基準で、外部専門家の意見も入れて検討し、行政として日本で初めて策定した。新財務会計システムは、職員の事務負担ができるだけ軽減しながら、多様な財務諸表を迅速かつ正確に作成するものを開発した。

地方自治体は今、行政と民間との協働や地方分権改革が進展する中で、住民に対する説明責任を一層果たすとともに、行政運営を展開するうえで「経営」の視点を確立することが不可欠となっている。

この度都が導入した新たな公会計制度はこのようなさまざまな観点から検討したものであり、全国の自治体に普及していくことを期待してやまない。